

湖西市規程第 10 号

湖西市公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 7 年 9 月 19 日

湖西市長 田内 浩之



湖西市公印規程の一部を改正する規程

湖西市公印規程（昭和 36 年湖西市規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 3 項中「公印事前押印・印影刷込・電子印影出力承認願」を「公印事前押印・印影刷込・電子印影出力届」に、「提出し、その承認を受けなければ」を「提出しなければ」に改める。

第 11 条第 3 項中「前条第 2 項」を「前条第 2 項及び第 3 項」に改め、同条第 4 項を削る。

様式第 2 号中

「	公 印 事 前 押 印	「	公 印 事 前 押 印
	印 影 刷 込 承 認 願 を		印 影 刷 込 届 に、
	電 子 印 影 出 力		電 子 印 影 出 力
	」		」

「 総務課長 様」を「（宛先）総務課長」に、「第 10 条・第 11 条」を「第 10 条第 3 項・第 11 条第 3 項において準用する第 10 条第 3 項」に、「承認願います」を「届け出ます」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。